

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第28号

空き巣被害多発！！
～防犯対策便乗トラブル

「空き巣に入られる」と言って不安をあおり、強引に鍵の交換や防犯設備工事を勧める業者に注意しましょう！

事例

先日、突然業者が来て、空き巣に入られる危険性を指摘され、「一つの鍵では危ない、もう一つ付けた方がいい」と、5万円の鍵交換の契約を強引に迫られたので、その場で鍵を2つ付けてもらった。後日、同じ業者から地震対策にもなると、ガラスに貼る防犯フィルムを勧められ、空き巣に入られた経験もあったので、防犯フィルムを95万円で契約をした。高額で支払いもできないので、解約をしたい。

アドバイス

- ・不安をあおり立て、強引に高額な工事を勧める業者には十分注意しましょう。
- ・クーリング・オフ期間（8日間）内であれば、無条件で解約ができます。支払った代金は全額返金されます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を取り消すことができる場合があります。諦めないで、消費生活センターに相談しましょう。
- ・見知らぬ訪問販売業者の勧誘は、必要がないなら家の中には入れずに断ってしまう事が大事です。一度断った後に再び勧誘することは法律で禁止されています。
- ・防犯設備が必要であれば、複数の業者から見積書をとるなどして適正な値段の会社に工事をお願いしましょう。

被害に遭わないために！

- 契約を迫られても、その場で契約しない！
- 説明をうのみにせず、家族や身近にいる人に相談を！
- 断っても業者が帰らない場合は、警察に連絡を！
- 何か困ったことがあったら、消費生活センターに相談を！



★隣近所への声かけや高齢者世帯を見守る等、地域で防犯対策を考えましょう。

わからぬことは、センターに聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

ウェブサイト：<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>